

千葉県スポーツ少年団顕彰規程

(目的)

第1条 千葉県スポーツ少年団規程第4条第9項に基づき本県スポーツ少年団の顕彰についての必要な事項を定めるものとする。

(顕彰の形式)

第2条 顕彰は、本団本部長(以下「本部長」という。)名をもって行い、所定の表彰状および感謝状とする。

(顕彰の基準)

第3条 顕彰は、次の各号に該当するものについて行う。

1. 10年以上にわたり単位団または市町村スポーツ少年団の指導や運営に貢献し特に顕著な功績のある単位団指導者、本部長、本部役員並びに指導者を表彰する。
2. 10年以上にわたり優れた活動実績をあげた単位団を表彰する。
3. 永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のあった退任指導者に対し、感謝状を贈呈する。
4. その他、顕著な功績があるとして、本部長が特に認めた者を顕彰する。

(顕彰の方法)

第4条 顕彰は、市町村スポーツ少年団が設定した場等において本部長が授与する。

(顕彰の決定)

第5条 第3条第4項を除く個人または単位団については、本団登録の市町村スポーツ少年団が、また第3条第4項については本団が、所定の様式により推薦書を作成し推薦を行う。本部長は、推薦された個人または単位団について選考会議に諮り顕彰者を決定し、常任委員会に報告するものとする。

(その他)

第6条 この規程は、常任委員会の承認を得て変更することができる。

(附 則)

1. この規程は昭和62年7月4日より施行する。
2. 平成8年3月8日改訂
3. 平成18年3月4日改訂

顕彰規程の内規

1. 第2条による表彰状及び感謝状とあわせて、記念品等を授与することができる。
2. 第5条でいう顕彰の決定は、常任委員会で推薦された選考委員による選考会議により審議決定し、第4条により授与し、次回常任委員会で報告する。
3. 推薦書の提出期限は、毎年5月1日までとする。
4. 第3条第3項でいう感謝状の贈呈については、原則として日本スポーツ少年団の退任指導者に対する感謝状贈呈に該当しない者とし、急を要する場合は本部長が決定し、次回常任委員会で報告する。